

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月24日
【計算期間】	第35特定期間(自 平成26年11月26日 至 平成27年5月25日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 誠一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	北川 勤
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03 - 5962 - 9165
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともに、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分・・・追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分・・・内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分・・・債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)	あり ( )
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回(隔月)	欧州	
債券	年12回(毎月)	アジア	なし
一般		オセアニア	
公債		中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東(中東)	
クレジット属性 ( )		エマージング	
不動産投信	日々		
その他資産 ( )			
資産複合 ( )			
資産配分固定型	その他 ( )		
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・債券、一般

公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

・決算頻度による属性区分・・・年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分・・・グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分・・・為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## ファンドの特色

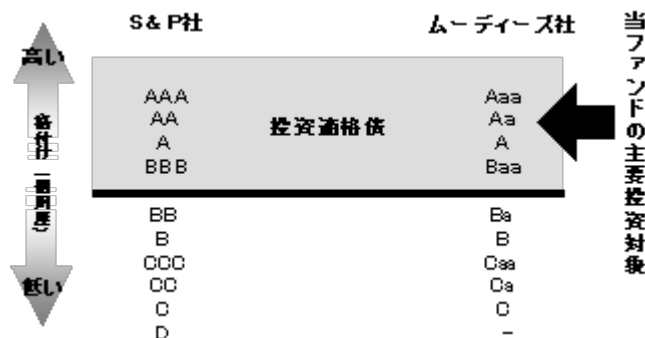
- a. 世界各国の投資適格債<sup>\*</sup>に投資します。

世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。

- ・ 主として米国内の投資適格債をはじめ、米国外の投資適格国の国債・政府機関債、事業債などの投資適格債へ投資します。
- ・ 一般に、エマージング・カントリーと認識される国の政府や企業等が発行する債券であっても、投資適格の格付けを得ている債券は投資対象とします。

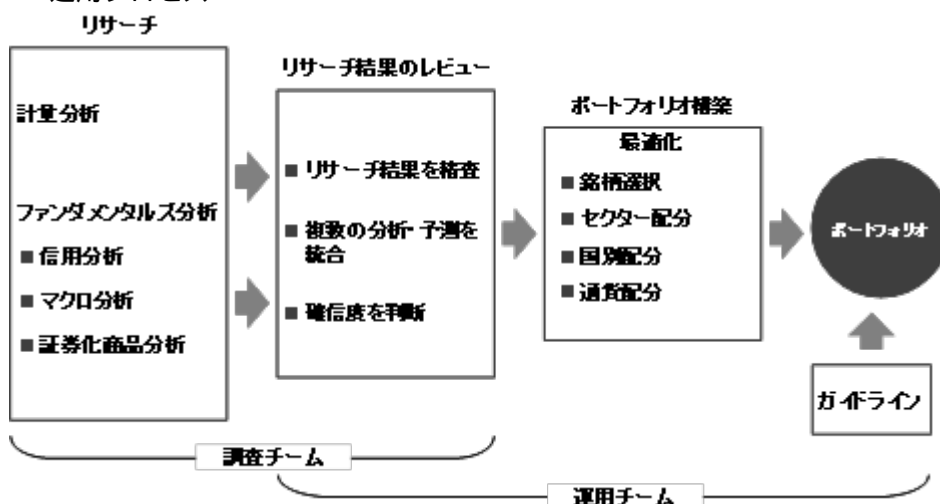
\* 投資適格債とは、BBB格以上の格付けを持つ債券です。格付けの低い債券に比べ利回りは一般に低いものの、安定した収益を確保するために適した投資対象となります。格付けを得ていない債券であっても、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

### < 格付けと投資対象 >



- b. 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。

### < 運用プロセス >



当ファンドの運用は、債券運用からの収益の獲得を主としています。

## 債券の運用

ポートフォリオの国別・債券セクター別資産配分の決定・変更および個別銘柄の選定は、債券部門調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づいて行われます。

世界各国の景気変動の違い等に注目し、相対的に高い収益力が期待される国または債券セクターへの資産配分を高めます。

- ・ 米国をはじめとする世界中の債券が、調査・分析されています。エコノミストは各国のファンダメンタルズ分析を行います。計量分析アナリストは計量的手法により、主要市場における社債個別銘柄の期待リターンの算出を行います。信用分析アナリストは企業の信用状況を精査しています。
- ・ これらを比較検討し、相対的に投資価値が高いと判断された国・債券セクター・銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
- ・ このプロセスは継続的に行われ、投資価値の低下した国・債券セクター・銘柄から上昇したものに随時、乗換えを行います。

## 為替の運用

為替の運用は債券運用とは分離して行います。各国の景気サイクルや政策の見通しなどのファンダメンタルズ分析と、自社開発モデルを利用した計量分析をもとに通貨配分を決定します。

このため、外貨建資産の一部またはその大部分を実質的に他の通貨建てとなるように為替取引を行うことがあります。上記の内容は、今後変更する場合があります。

c. 運用は、アライアンス・バーンスタイン(以下、「A B」)<sup>\*1</sup>のグループ会社に委託します。

運用指図に関する権限委託：公社債等の運用および為替の運用

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

委託先 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

(投資顧問会社) アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするA Bは、総額約4,859億米ドル(平成27年3月末現在、約58.3兆円<sup>\*2</sup>)の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界22カ国46都市(平成27年3月末現在)に拠点を有しています。

\*1 アライアンス・バーンスタインおよびA Bには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みません。

\*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=119.925円(平成27年3月31日のWMロイター)を用いております。

d. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

e. 毎月決算を行い、投資する公社債のインカム・ゲイン等をもとに分配します。

分配方針

原則として、毎決算時(毎月25日。休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づき分配します。

## <収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

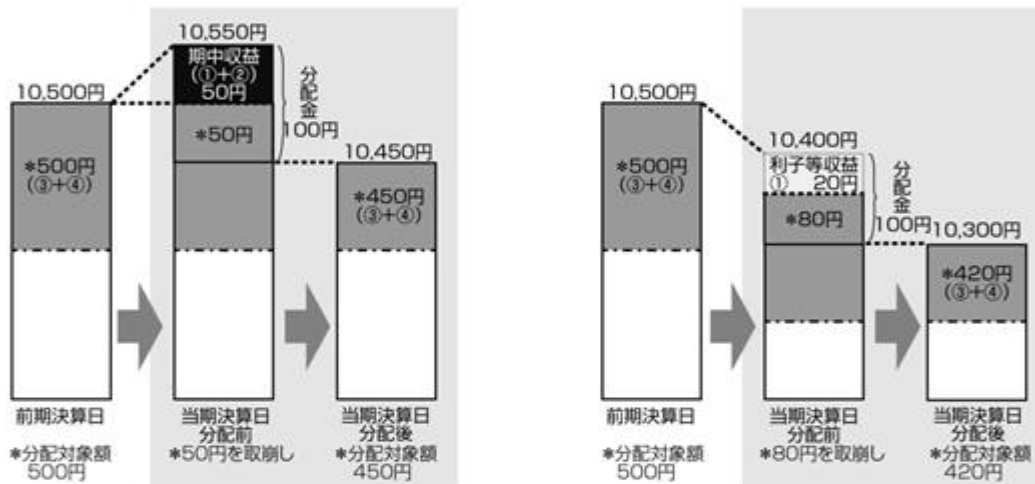


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の利子等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

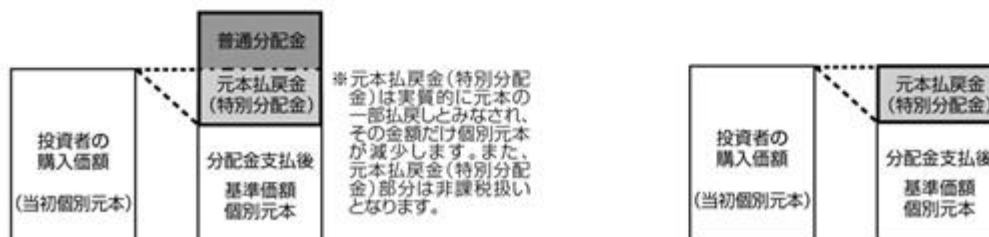
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額（特別分配金）だけ減少します。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成9年12月18日

信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

平成12年11月15日

関東財務局長に有価証券届出書を提出。以後、継続して有価証券届出書を提出し、継続して募集を行っています。

平成19年2月23日

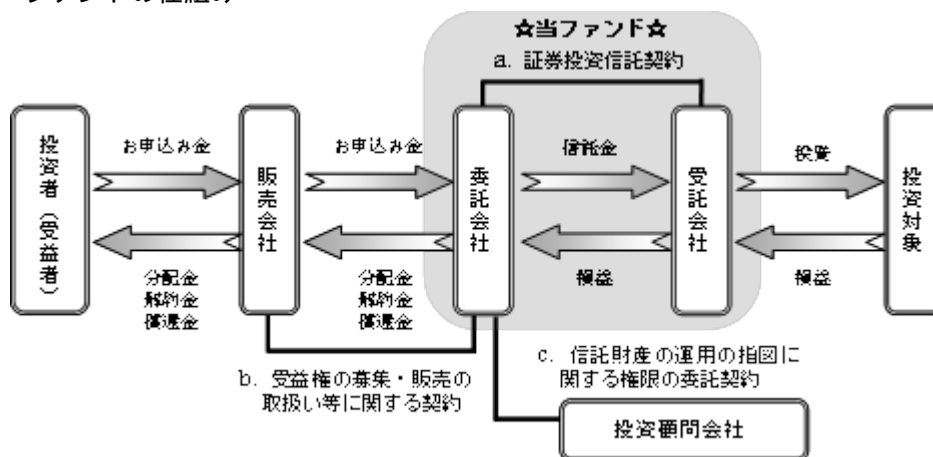
名称変更

（変更前）アライアンス・グローバル・インカム・ファンド

（変更後）アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド

## (3)【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## &lt; 販売会社 &gt;

S M B Cフレンド証券株式会社

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受け付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

## &lt; 委託会社 &gt;

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

## &lt; 受託会社 &gt;

株式会社りそな銀行

## (再信託受託会社)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

## &lt; 投資顧問会社 &gt;

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

## 関係法人との契約等の概要

## a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

## b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

## c．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

## 委託会社等の概況

## a．資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成27年6月末現在）

## b．委託会社の沿革

- 平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
- 平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
- 平成11年5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録
- 平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可
- 平成12年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更
- 平成12年1月1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。  
アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。
- 平成18年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

c. 大株主の状況

（平成27年6月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 運用態度

- 世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。
- 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。
- 有価証券の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

### (2)【投資対象】

世界各国の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 有価証券
- デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第23条の2および第23条の3に定めるものに限り。）
- 金銭債権
- 約束手形

#### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 株券（優先株、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り。）の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限り。）
- 国債証券
- 地方債証券

- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．コマーシャル・ペーパー
- g．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- h．外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i．外国貸付債権信託受益証券
- j．預託証書
- k．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l．指定金銭信託の受益証券
- m．抵当証券
- n．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- o．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
 なお a．の証券または証書、h．ならびに j．の証券または証書のうち a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．から e．までの証券および h．ならびに j．の証券または証書のうち b．から e．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 の a．から d．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3)【運用体制】

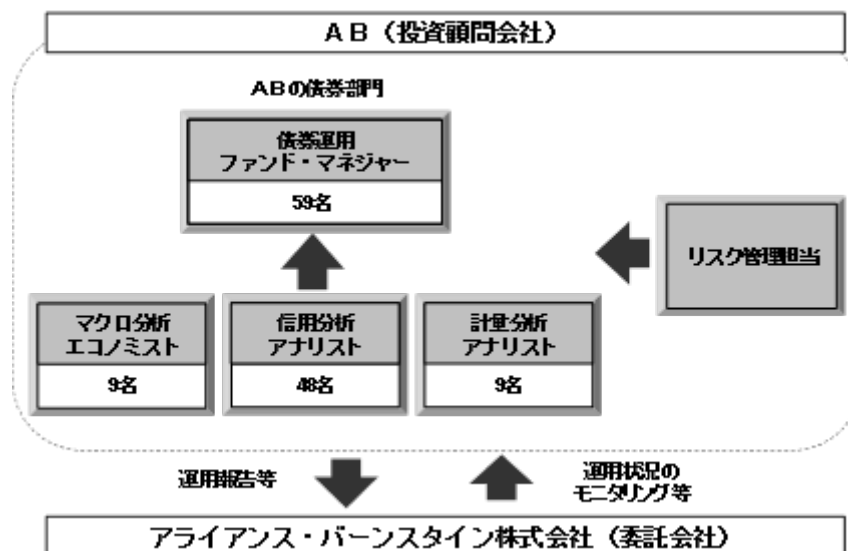
委託会社は、当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー  
 アライアンス・バーンスタイン・リミテッド  
 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド  
 アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

A B の債券部門は、59名の経験豊富なファンド・マネジャーと66名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、各リスク管理担当（市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク）がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。





上記は平成27年3月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の方針により分配を行います。

- a．分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合は収益分配を行わないこともあります。
- c．分配金（税引後）は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。
- d．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

##### 収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - (イ) 配当金、利子、およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  - (ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に帰属します。収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

##### 信託約款に定める投資制限

- a．株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。 )の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限ります。

b. 株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f. 同一銘柄への投資割合

(イ) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ロ) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

g. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額とします。)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

- ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
- ( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲a.からd.」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲a.からd.」に掲げる金融商品で運用している額(以下、「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額とします。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- h. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- i. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 本i.に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と

反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本 i . において同じ。) のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本 i . において同じ。) を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ) 本 i . に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

j . デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令により禁止または制限される取引等

a . 同一法人の発行する株式の取得制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b . 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a . 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b . 有価証券売却および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

c . 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

#### 基準価額の変動要因

##### 金利リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

##### 信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

##### カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

##### 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券やエマージング・カントリー公社債は、一般に米国国債など主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

##### アセット・バック証券への投資に伴うリスク

アセット・バック証券の価格変動要因には、通常の債券と同様の金利要因のほかに、プリペイメント（元本の一部が満期前に償還されること）の動向によっても影響を受けると考えられます。アセット・バック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借替えが増加し、これにともないアセット・バック証券のプリペイメントも増加することになります。プリペイメントの増加は、金利低下の環境下では、再投資利回りが低下することから、アセット・バック証券の投資価値が下がることがあります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。（ただし、外貨建資産の一部またはその大部分を実質的に他の通貨建てとなるように為替取引を行うことがあります。この場合、円と当該通貨の為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。）

##### 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等

の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (2) 投資リスクの管理体制

### 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当はリスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

### 債券運用に関わるリスクへの対応

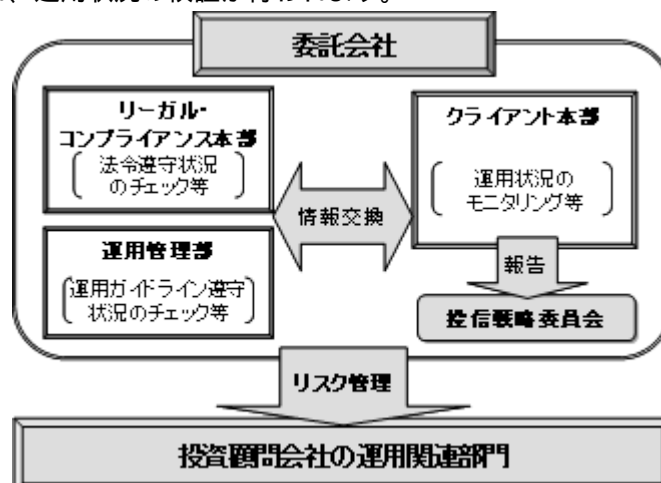
運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。格付予想モデルを使った分析も行っています。分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・リスク	エマージング・カントリーについては、エマージング・カントリー専担のエコノミストの分析に加え、A Bの「カントリー・リスク・ランキング・システム」を用い、常時監視しています。
流動性リスク	社債については、1発行体が発行した社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

### 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

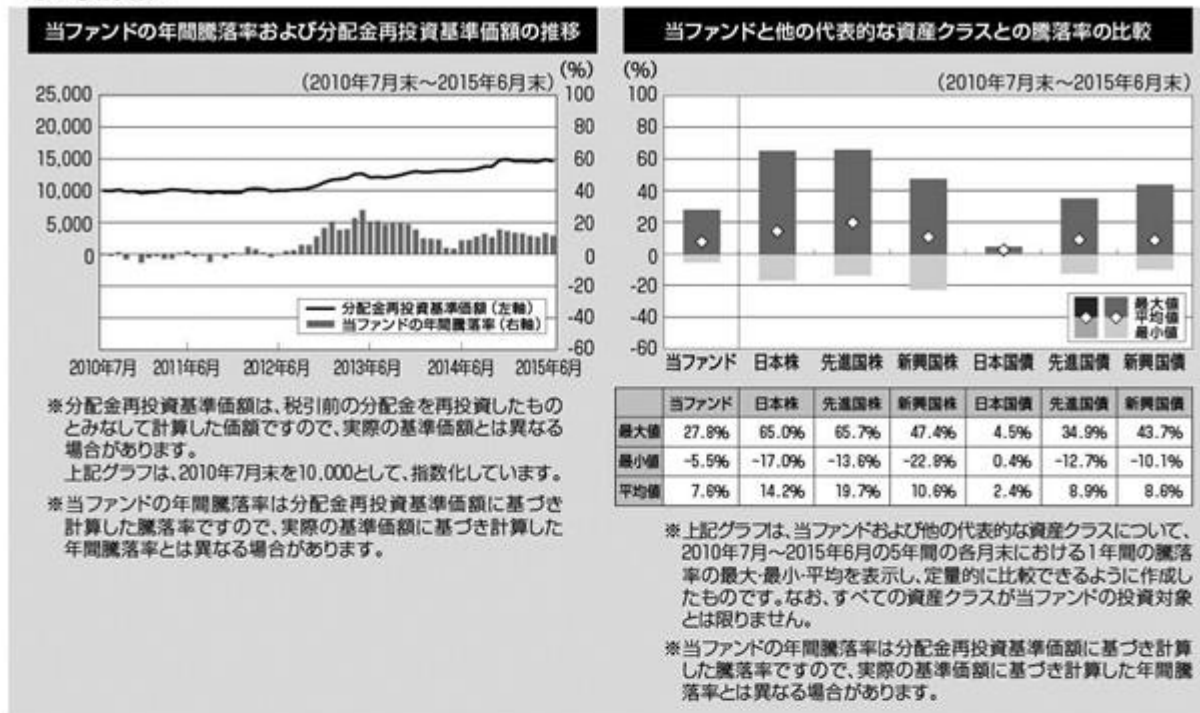
また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

## （参考情報）

### ＜参考情報＞



### 各資産クラスの指数

日本株……TOPIX（東証株価指数、配当込み）

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株……MSCIエマーシング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- ◆ TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ◆ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ◆ MSCI エマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ◆ NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ◆ シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
- ◆ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。

取得申込み金額 <sup>*</sup>	手数料率
1億円未満	3.24%（税抜3.00%）
1億円以上5億円未満	2.16%（税抜2.00%）
5億円以上	1.08%（税抜1.00%）

\* 取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

償還乗換えのお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

< 照会先 > アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-3240-8660（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：http://www.alliancebernstein.co.jp

## (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.674%（税抜1.55%）。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.75%	委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価
販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

## (4)【その他の手数料等】

監査費用

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末に、信託財産中から支払われます。

その他の費用

- a. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- c. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

上記 および のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。



- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。

その他の手数料等については、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告は不要となります。

<sup>\*</sup>平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

(ロ) 損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等の利子所得および譲渡所得が追加される予定です。

(八) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

平成28年4月1日以降、20歳未満の方を対象とした未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」が開始される予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

<sup>\*</sup>平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

c. 販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成27年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

2015年 6月30日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	366,719,031	10.01
	アメリカ	315,444,938	8.61
	カナダ	8,251,684	0.22
	メキシコ	150,173,363	4.09
	ブラジル	18,134,534	0.49
	ドイツ	22,397,284	0.61
	イタリア	158,733,008	4.33
	フランス	40,187,569	1.09
	オランダ	36,752,889	1.00
	スペイン	91,313,316	2.49
	ベルギー	18,576,843	0.50
	アイルランド	86,098,603	2.35
	イギリス	287,387,968	7.84
	スウェーデン	5,408,883	0.14
	ポーランド	12,911,714	0.35
	ロシア	3,857,400	0.10
	オーストラリア	114,623,433	3.12
	マレーシア	7,634,466	0.20
	インドネシア	25,898,175	0.70
南アフリカ	102,697,450	2.80	
	小計	1,873,202,551	51.13
地方債証券	アメリカ	30,272,799	0.82

特殊債券	アメリカ	251,128,473	6.85
	カナダ	70,388,518	1.92
	ドイツ	44,183,726	1.20
	フランス	5,552,475	0.15
	スペイン	14,566,388	0.39
	小計	385,819,580	10.53
社債券	日本	13,447,019	0.36
	アメリカ	833,140,506	22.74
	カナダ	48,391,241	1.32
	メキシコ	13,928,167	0.38
	コロンビア	5,352,596	0.14
	ペルー	17,522,595	0.47
	フランス	85,605,848	2.33
	オランダ	28,018,776	0.76
	スペイン	14,091,600	0.38
	ルクセンブルク	13,357,340	0.36
	フィンランド	31,285,074	0.85
	アイルランド	15,730,160	0.42
	イギリス	78,139,992	2.13
	スイス	13,734,376	0.37
	スウェーデン	31,523,528	0.86
	デンマーク	13,742,761	0.37
	ケイマン	34,490,483	0.94
	オーストラリア	50,750,443	1.38
	キュラソー	12,461,492	0.34
	小計	1,354,713,997	36.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		19,084,328	0.52
合計(純資産総額)		3,663,093,255	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

2015年 6月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	700,000	13,757.25	96,300,803	13,745.01	96,215,088	11.375	2016年 9月15日	2.62
2	アメリカ	特殊債券	FNMA AT4165	781,484.85	12,237.65	95,635,403	12,240.21	95,655,442	3	2043年 5月 1日	2.61
3	イギリス	国債証券	UK TREASURY	465,000	19,551.82	90,916,007	19,585.55	91,072,833	1.75	2019年 7月22日	2.48
4	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	810,000	10,437.85	84,546,652	10,453.53	84,673,634	5.25	2019年 3月15日	2.31
5	日本	国債証券	第3 3 6 回利付国債 ( 2 年 )	79,400,000	100.05	79,442,876	100.05	79,444,464	0.1	2016年 1月15日	2.16
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY	625,000	12,236.42	76,477,678	12,244.02	76,525,127	0.5	2017年 1月31日	2.08
7	日本	国債証券	第1 4 3 回利付国債 ( 2 0 年 )	68,600,000	108.54	74,459,812	109.19	74,906,398	1.6	2033年 3月20日	2.04
8	日本	国債証券	第1 0 0 回利付国債 ( 5 年 )	65,850,000	100.36	66,092,328	100.37	66,094,303	0.3	2016年 9月20日	1.80
9	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,220,000	1,021.25	63,521,750	1,018.75	63,366,250	8.25	2017年 9月15日	1.72
10	カナダ	特殊債券	CANADA HOUSING TRUST	600,000	10,086.71	60,520,309	10,098.74	60,592,492	1.75	2018年 6月15日	1.65
11	日本	国債証券	第1 5 0 回利付国債 ( 2 0 年 )	56,050,000	103.69	58,118,805	104.34	58,485,372	1.4	2034年 9月20日	1.59
12	アメリカ	国債証券	US TSY INFL IX N/B	397,600	12,389.49	49,716,276	12,395.24	49,756,126	0.125	2019年 4月15日	1.35
13	アメリカ	特殊債券	FNMA 30 YR 357854	343,256.08	13,814.80	47,420,170	13,801.45	47,374,331	5.5	2035年 7月 1日	1.29
14	フランス	社債券	DEXIA CREDIT LOCAL	300,000	14,709.38	44,128,145	14,719.50	44,158,528	2	2021年 1月22日	1.20
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	327,000	13,497.33	44,136,298	13,333.56	43,600,768	1.35	2022年 4月15日	1.19
16	イギリス	国債証券	UK TREASURY	165,000	26,169.91	43,180,353	26,239.96	43,295,941	8	2021年 6月 7日	1.18

17	アメリカ	特殊債券	FNMA 30 YR TBA 28683	325,000	12,882.12	41,866,899	12,930.91	42,025,461	4	2045年 8月 1日	1.14
18	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,400,000	1,166.50	39,661,000	1,156.80	39,331,200	10.5	2026年12月21日	1.07
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY	320,000	12,256.51	39,220,833	12,275.61	39,281,960	1	2018年 3月15日	1.07
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY	325,000	11,873.85	38,590,025	11,976.22	38,922,722	3	2044年11月15日	1.06
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY	315,000	12,244.98	38,571,711	12,245.04	38,571,877		2015年 7月 9日	1.05
22	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	260,000	14,863.27	38,644,506	14,814.93	38,518,842	4.75	2017年 5月 1日	1.05
23	日本	国債証券	第3 4 9 回利付国債（2年）	38,400,000	100.16	38,462,592	100.17	38,465,280	0.1	2017年 2月15日	1.05
24	アメリカ	特殊債券	GNMAII 30YR TBA 2752	295,000	12,681.22	37,409,623	12,685.05	37,420,911	3.5	2045年 7月 1日	1.02
25	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	290,000	12,640.55	36,657,616	12,673.41	36,752,889	0.25	2025年 7月15日	1.00
26	アイルランド	国債証券	IRISH GOVERNMENT	210,000	15,946.53	33,487,725	15,882.12	33,352,454	3.4	2024年 3月18日	0.91
27	スウェーデン	社債券	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	250,000	12,604.14	31,510,365	12,609.41	31,523,528	2.875	2017年 4月 4日	0.86
28	イギリス	国債証券	UK TREASURY	120,000	25,581.38	30,697,659	25,941.98	31,130,377	4.5	2042年12月 7日	0.84
29	アメリカ	社債券	STACR 2015-DNA2 M1	250,000	12,245.00	30,612,500	12,239.47	30,598,684	1.336	2027年12月25日	0.83
30	アメリカ	社債券	STACR 2015-HQ1 M2	250,000	12,208.59	30,521,489	12,157.05	30,392,641	2.387	2025年 3月25日	0.82

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 種類別及び業種別の投資比率

2015年 6月30日現在

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
国債証券	国内	10.01
	外国	41.12
地方債証券	外国	0.82
特殊債券	外国	10.53
社債券	国内	0.36
	外国	36.61
合計		99.47

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

2015年 6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16特定期間末（2005年11月25日）	84,192	86,545	7,513	7,723
第17特定期間末（2006年 5月25日）	53,554	55,148	7,058	7,268
第18特定期間末（2006年11月27日）	35,205	36,211	7,344	7,554
第19特定期間末（2007年 5月25日）	26,361	27,086	7,635	7,845
第20特定期間末（2007年11月26日）	19,364	19,931	7,178	7,388
第21特定期間末（2008年 5月26日）	15,743	16,225	6,864	7,074
第22特定期間末（2008年11月25日）	10,759	11,177	5,408	5,618
第23特定期間末（2009年 5月25日）	9,307	9,553	5,675	5,825
第24特定期間末（2009年11月25日）	8,659	8,884	5,769	5,919
第25特定期間末（2010年 5月25日）	7,297	7,495	5,536	5,686
第26特定期間末（2010年11月25日）	6,094	6,246	5,386	5,521
第27特定期間末（2011年 5月25日）	5,516	5,639	5,374	5,494
第28特定期間末（2011年11月25日）	4,624	4,735	4,995	5,115
第29特定期間末（2012年 5月25日）	4,348	4,451	5,079	5,199

第30特定期間末	(2012年11月26日)	4,090	4,182	5,334	5,454
第31特定期間末	(2013年 5月27日)	4,428	4,515	6,165	6,285
第32特定期間末	(2013年11月25日)	4,046	4,119	6,035	6,145
第33特定期間末	(2014年 5月26日)	3,771	3,826	6,159	6,249
第34特定期間末	(2014年11月25日)	3,960	4,012	6,821	6,911
第35特定期間末	(2015年 5月25日)	3,726	3,776	6,699	6,789
	2014年 6月末日	3,726		6,154	
	7月末日	3,707		6,190	
	8月末日	3,718		6,255	
	9月末日	3,767		6,408	
	10月末日	3,745		6,407	
	11月末日	3,966		6,859	
	12月末日	3,960		6,907	
	2015年 1月末日	3,868		6,750	
	2月末日	3,851		6,743	
	3月末日	3,759		6,707	
	4月末日	3,722		6,675	
	5月末日	3,777		6,799	
	6月末日	3,663		6,682	

(注1)分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3)月末日とはその月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16特定期間	2005年 5月26日～2005年11月25日	210
第17特定期間	2005年11月26日～2006年 5月25日	210
第18特定期間	2006年 5月26日～2006年11月27日	210
第19特定期間	2006年11月28日～2007年 5月25日	210
第20特定期間	2007年 5月26日～2007年11月26日	210
第21特定期間	2007年11月27日～2008年 5月26日	210
第22特定期間	2008年 5月27日～2008年11月25日	210
第23特定期間	2008年11月26日～2009年 5月25日	150
第24特定期間	2009年 5月26日～2009年11月25日	150
第25特定期間	2009年11月26日～2010年 5月25日	150
第26特定期間	2010年 5月26日～2010年11月25日	135
第27特定期間	2010年11月26日～2011年 5月25日	120
第28特定期間	2011年 5月26日～2011年11月25日	120
第29特定期間	2011年11月26日～2012年 5月25日	120
第30特定期間	2012年 5月26日～2012年11月26日	120
第31特定期間	2012年11月27日～2013年 5月27日	120
第32特定期間	2013年 5月28日～2013年11月25日	110
第33特定期間	2013年11月26日～2014年 5月26日	90
第34特定期間	2014年 5月27日～2014年11月25日	90
第35特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	90

#### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第16特定期間	2005年 5月26日～2005年11月25日	12.2
第17特定期間	2005年11月26日～2006年 5月25日	3.3
第18特定期間	2006年 5月26日～2006年11月27日	7.0
第19特定期間	2006年11月28日～2007年 5月25日	6.8
第20特定期間	2007年 5月26日～2007年11月26日	3.2
第21特定期間	2007年11月27日～2008年 5月26日	1.4
第22特定期間	2008年 5月27日～2008年11月25日	18.2
第23特定期間	2008年11月26日～2009年 5月25日	7.7
第24特定期間	2009年 5月26日～2009年11月25日	4.3

第25特定期間	2009年11月26日～2010年 5月25日	1.4
第26特定期間	2010年 5月26日～2010年11月25日	0.3
第27特定期間	2010年11月26日～2011年 5月25日	2.0
第28特定期間	2011年 5月26日～2011年11月25日	4.8
第29特定期間	2011年11月26日～2012年 5月25日	4.1
第30特定期間	2012年 5月26日～2012年11月26日	7.4
第31特定期間	2012年11月27日～2013年 5月27日	17.8
第32特定期間	2013年 5月28日～2013年11月25日	0.3
第33特定期間	2013年11月26日～2014年 5月26日	3.5
第34特定期間	2014年 5月27日～2014年11月25日	12.2
第35特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	0.5

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額(分配の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配の額)以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

#### (4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第16特定期間	2005年 5月26日～2005年11月25日	12,186,524,450	22,809,714,564	112,058,771,089
第17特定期間	2005年11月26日～2006年 5月25日	4,041,875,729	40,219,799,784	75,880,847,034
第18特定期間	2006年 5月26日～2006年11月27日	1,850,521,411	29,795,191,099	47,936,177,346
第19特定期間	2006年11月28日～2007年 5月25日	682,707,137	14,089,668,784	34,529,215,699
第20特定期間	2007年 5月26日～2007年11月26日	604,674,124	8,155,679,573	26,978,210,250
第21特定期間	2007年11月27日～2008年 5月26日	323,801,691	4,365,851,518	22,936,160,423
第22特定期間	2008年 5月27日～2008年11月25日	301,424,004	3,340,224,423	19,897,360,004
第23特定期間	2008年11月26日～2009年 5月25日	243,458,001	3,740,282,709	16,400,535,296
第24特定期間	2009年 5月26日～2009年11月25日	148,057,160	1,537,098,699	15,011,493,757
第25特定期間	2009年11月26日～2010年 5月25日	133,370,560	1,961,443,532	13,183,420,785
第26特定期間	2010年 5月26日～2010年11月25日	137,266,354	2,005,153,866	11,315,533,273
第27特定期間	2010年11月26日～2011年 5月25日	97,304,967	1,147,708,238	10,265,130,002
第28特定期間	2011年 5月26日～2011年11月25日	89,967,523	1,097,931,806	9,257,165,719
第29特定期間	2011年11月26日～2012年 5月25日	85,100,921	780,082,627	8,562,184,013
第30特定期間	2012年 5月26日～2012年11月26日	81,555,028	975,516,197	7,668,222,844
第31特定期間	2012年11月27日～2013年 5月27日	65,187,832	548,905,410	7,184,505,266
第32特定期間	2013年 5月28日～2013年11月25日	54,282,210	534,066,404	6,704,721,072
第33特定期間	2013年11月26日～2014年 5月26日	34,209,610	615,858,732	6,123,071,950
第34特定期間	2014年 5月27日～2014年11月25日	30,090,307	347,050,702	5,806,111,555
第35特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	43,928,713	287,665,751	5,562,374,517

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

#### (参考情報)

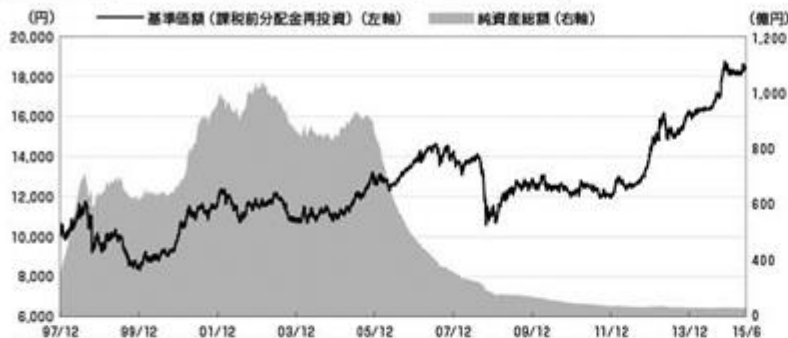
## 運用実績

基準日：2015年6月25日現在

## ファンドの運用実績

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	6,749円	純資産総額	36.9億円
------	--------	-------	--------



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## 分配の推移

決算期	分配金
第206期	2015年 2月 15円
第207期	2015年 3月 15円
第208期	2015年 4月 15円
第209期	2015年 5月 15円
第210期	2015年 6月 15円
直近1年累計	180円
設定来累計	7,297円70銭

分配金は1万口当たり課税前

運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入）。

## 公社債の組入上位10銘柄

（債券の組入銘柄数：232銘柄）

銘柄名	償還日	利率(%)	発行国	組入比率(%)
1 ファニーメイ	2043年 5月 1日	3.000	アメリカ	2.7
2 メキシコ国債	2016年 9月 15日	11.375	メキシコ	2.6
3 イギリス国債	2019年 7月 22日	1.750	イギリス	2.5
4 オーストラリア国債	2019年 3月 15日	5.250	オーストラリア	2.3
5 日本国債	2016年 1月 15日	0.100	日本	2.1
6 米国国債	2017年 1月 31日	0.500	アメリカ	2.1
7 日本国債	2033年 3月 20日	1.600	日本	2.0
8 日本国債	2016年 9月 20日	0.300	日本	1.8
9 南アフリカ国債	2017年 9月 15日	8.250	南アフリカ	1.8
10 カナダ・ハウジング・トラスト	2018年 6月 15日	1.750	カナダ	1.7
組入上位10銘柄計				21.6

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

## 公社債のセクター別組入比率 (%)

国債・政府機関債	56.1
モーゲージ証券	13.9
社債券等	29.6
現金等	0.3
合計	100.0

## 公社債の格付別組入比率 (%)

AAA	40.1
AA	15.5
A	13.5
BBB	30.1
BB	0.4
現金等	0.3
合計	100.0

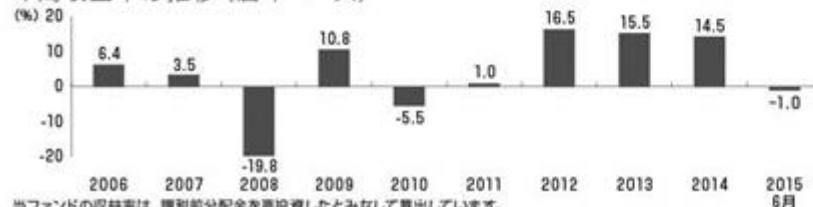
格付けについては、ムーディーズ社またはスタンダード・アンド・プアーズ社のうちいずれか高い方を採用しています。

## 公社債の発行国別組入比率

発行国	組入比率(%)
アメリカ	39.0
日本	10.3
イギリス	10.0
オーストラリア	4.5
メキシコ	4.5
イタリア	4.4
フランス	3.7
カナダ	3.5
スペイン	3.3
南アフリカ	2.8
その他	13.7
合計	99.7

「その他」には、現金およびその他資産を含んでおりません。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。

2015年は6月25日までの収益率を表示しています。

当ファンドのベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

## (1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

取得の申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

取得の申込みには、当ファンドに係る「自動けいぞく投資約款」に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

## （2）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

## （3）申込単位

10万円以上1円単位です。

（申込単位は、異なる場合がありますので販売会社にご確認ください。）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

## （4）申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。

取得申込み金額 <sup>*</sup>	手数料率
1億円未満	3.24%（税抜3.00%）
1億円以上5億円未満	2.16%（税抜2.00%）
5億円以上	1.08%（税抜1.00%）

\* 取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

## （5）受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-3240-8660（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求を受付けます。

一部解約の実行の請求の受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### （2）換金価額



一部解約の実行の請求日を受付けた日（「以下、一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

(3) 換金単位

1口単位です。

(4) 換金手数料

ありません。

(5) 信託財産留保額

ありません。

(6) 換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

(7) その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-3240-8660（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「インカム」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-3240-8660（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

国内債券 / 外国債券	原則として、計算日（外国で取引されているものについては計算日の前日）における以下のいずれかの価額で評価します。 1. 価格情報会社の提供する価額 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
-------------	---

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

## (2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、下記「(5)その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

## (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

## (5)【その他】

ファンドの償還条件等

a. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

(イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「 信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

(ハ) 受託会社はその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

b. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託期間中において、受益権の総口数が30億口を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c. 信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記 b . の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ  
るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超え  
るときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、  
かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者  
に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたが  
います。

#### 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対  
して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請  
求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」ま  
たは「信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

#### 関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売  
会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱  
いについてもこれと同様とします。

b. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対  
し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない  
限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、  
投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当  
該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反  
をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除す  
ることができます。

#### 運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資  
法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な  
事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交  
付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を  
譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に  
関する事業を承継させることがあります。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務処理の委託

受託会社は、信託事務処理の一部について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定  
による信託業務の兼業の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

## 4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

また、収益分配金の定期的な引出しを希望する受益者は、販売会社と「定期引出契約」を結ぶことにより引き出しが出来る場合があります。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成26年11月26日から平成27年5月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成26年11月25日現在)	当期 (平成27年 5月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	25,646,508	3,676,432
金銭信託	52,453	124,445
コール・ローン	94,000,000	98,000,000
国債証券	2,182,278,678	1,893,968,617
地方債証券	29,812,403	30,371,780
特殊債券	357,153,126	392,485,820
社債券	1,320,387,009	1,299,514,051
派生商品評価勘定	54,577,308	11,351,850
未収入金	77,663,845	214,067,856
未収利息	33,284,604	24,255,933
前払費用	3,875,863	5,204,933
その他未収収益	2,462,012	4,577,787
流動資産合計	4,181,193,809	3,977,599,504
資産合計	4,181,193,809	3,977,599,504
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	14,352,762	22,618,716
未払金	191,785,599	213,269,681
未払収益分配金	8,709,167	8,343,561
未払解約金	934,583	2,186,671
未払受託者報酬	165,703	153,764
未払委託者報酬	4,971,106	4,612,910
その他未払費用	44,352	45,171
流動負債合計	220,963,272	251,230,474
負債合計	220,963,272	251,230,474
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,806,111,555	5,562,374,517
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,845,881,018	1,836,005,487
(分配準備積立金)	98,053,055	82,637,186
元本等合計	3,960,230,537	3,726,369,030
純資産合計	3,960,230,537	3,726,369,030
負債純資産合計	4,181,193,809	3,977,599,504

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	前期 (自 平成26年 5月27日 至 平成26年11月25日)	当期 (自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	63,590,260	59,021,525
有価証券売買等損益	56,426,657	9,070,016
為替差損益	351,261,645	55,578,523
その他収益	2,136,749	2,115,775
営業収益合計	473,415,311	14,628,793
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,015,792	1,026,403
委託者報酬	30,473,793	30,792,120
その他費用	836,954	970,186
営業費用合計	32,326,539	32,788,709
営業利益又は営業損失 ( )	441,088,772	18,159,916
経常利益又は経常損失 ( )	441,088,772	18,159,916
当期純利益又は当期純損失 ( )	441,088,772	18,159,916
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	1,441,010	224,262
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	2,351,763,875	1,845,881,018
剰余金増加額又は欠損金減少額	130,866,743	93,533,706
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	130,866,743	93,533,706
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,302,168	14,356,547
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,302,168	14,356,547
分配金	53,329,480	50,917,450
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,845,881,018	1,836,005,487

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	(自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。  (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への 換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特 定期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  (2) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他	当ファンドの特定期間は、平成26年11月26日から平成27年5月25日までとなって おります。

## (貸借対照表に関する注記)

前期 (平成26年11月25日現在)	当期 (平成27年 5月25日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,806,111,555口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,562,374,517口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,845,881,018円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,836,005,487円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6821円 (10,000口当たり純資産額 6,821円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6699円 (10,000口当たり純資産額 6,699円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成26年 5月27日 至 平成26年11月25日)	当期 (自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中 から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中 から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 平成26年5月27日から平成26年6月25日まで 計算期末における分配対象金額122,078,274円 (10,000口当たり200円)のうち、9,135,412円 (10,000口当たり15円)を分配金額としており ます。	2. 分配金の計算過程 平成26年11月26日から平成26年12月25日まで 計算期末における分配対象金額113,978,894円 (10,000口当たり198円)のうち、8,596,456円 (10,000口当たり15円)を分配金額としており ます。



項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,615,003円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,545,800円
分配準備積立金額	D 106,917,471円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 122,078,274円
当ファンドの期末残存口数	F 6,090,274,989口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 200円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,135,412円

平成26年6月26日から平成26年7月25日まで  
計算期末における分配対象金額116,752,645円  
(10,000口当たり194円)のうち、8,987,708円  
(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,635,836円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,512,213円
分配準備積立金額	D 103,604,596円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 116,752,645円
当ファンドの期末残存口数	F 5,991,805,474口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 194円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,987,708円

平成26年7月26日から平成26年8月25日まで  
計算期末における分配対象金額117,322,107円  
(10,000口当たり197円)のうち、8,915,923円  
(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 10,417,857円

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 9,688,115円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,581,326円
分配準備積立金額	D 96,709,453円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 113,978,894円
当ファンドの期末残存口数	F 5,730,971,229口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 198円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,596,456円

平成26年12月26日から平成27年1月26日まで  
計算期末における分配対象金額110,505,591円  
(10,000口当たり192円)のうち、8,593,943円  
(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,153,957円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,654,448円
分配準備積立金額	D 97,697,186円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 110,505,591円
当ファンドの期末残存口数	F 5,729,295,629口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 192円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,593,943円

平成27年1月27日から平成27年2月25日まで  
計算期末における分配対象金額110,045,908円  
(10,000口当たり192円)のうち、8,573,462円  
(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 8,377,138円

費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	7,536,541円
分配準備積立金額	D	99,367,709円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	117,322,107円
当ファンドの期末残存口数	F	5,943,948,968口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000	197円
10,000口当たりの分配額	H	15円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	8,915,923円

平成26年8月26日から平成26年9月25日まで

計算期末における分配対象金額117,763,517円（10,000口当たり200円）のうち、8,816,542円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 10,565,667円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,535,588円
分配準備積立金額	D 99,662,262円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 117,763,517円
当ファンドの期末残存口数	F 5,877,695,001口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 200円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 8,816,542円

平成26年9月26日から平成26年10月27日まで

計算期末における分配対象金額113,590,536円（10,000口当たり194円）のうち、8,764,728円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,283,848円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -

費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	7,710,773円
分配準備積立金額	D	93,957,997円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	110,045,908円
当ファンドの期末残存口数	F	5,715,641,532口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000	192円
10,000口当たりの分配額	H	15円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	8,573,462円

平成27年2月26日から平成27年3月25日まで

計算期末における分配対象金額104,266,068円（10,000口当たり185円）のうち、8,439,517円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,378,947円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,663,366円
分配準備積立金額	D 92,223,755円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 104,266,068円
当ファンドの期末残存口数	F 5,626,344,891口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 185円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 8,439,517円

平成27年3月26日から平成27年4月27日まで

計算期末における分配対象金額99,706,394円（10,000口当たり178円）のうち、8,370,511円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,660,442円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -

収益調整金額	C 7,573,528円
分配準備積立金額	D 100,733,160円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 113,590,536円
当ファンドの期末残存口数	F 5,843,152,030口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 194円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,764,728円

平成26年10月28日から平成26年11月25日まで  
 計算期末における分配対象金額114,367,345円  
 （10,000口当たり196円）のうち、8,709,167円  
 （10,000口当たり15円）を分配金額としておりま  
 ず。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 10,206,061円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,605,123円
分配準備積立金額	D 96,556,161円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 114,367,345円
当ファンドの期末残存口数	F 5,806,111,555口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 196円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,709,167円

収益調整金額	C 7,796,629円
分配準備積立金額	D 87,249,323円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 99,706,394円
当ファンドの期末残存口数	F 5,580,341,064口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 178円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,370,511円

平成27年4月28日から平成27年5月25日まで  
 計算期末における分配対象金額98,967,184円  
 （10,000口当たり177円）のうち、8,343,561円  
 （10,000口当たり15円）を分配金額としておりま  
 ず。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,913,667円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,986,437円
分配準備積立金額	D 83,067,080円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 98,967,184円
当ファンドの期末残存口数	F 5,562,374,517口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 177円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,343,561円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

前期 (自 平成26年 5月27日 至 平成26年11月25日)	当期 (自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左

<p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>	<p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p>
<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。</p> <p>クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。</p> <p>リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

## 2．金融商品の時価等に関する事項

前期 (平成26年11月25日現在)	当期 (平成27年 5月25日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(2) 時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載し ております。	(2) 時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(その他の注記)3. デ リバティブ取引等関係」に記載しております。	派生商品評価勘定 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価 と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成26年 5月27日 至 平成26年11月25日)	当期 (自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一 般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていない ため、該当事項はありません。	同左

## (重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 平成26年11月26日 至 平成27年 5月25日)
該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1．元本の移動

前期 (平成26年11月25日現在)	当期 (平成27年 5月25日現在)
期首元本額 6,123,071,950円	期首元本額 5,806,111,555円
期中追加設定元本額 30,090,307円	期中追加設定元本額 43,928,713円
期中一部解約元本額 347,050,702円	期中一部解約元本額 287,665,751円

## 2．売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 (平成26年11月25日現在)	当期 (平成27年 5月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	15,167,149	30,462,193
地方債証券	34,146	1,467,860
特殊債券	84,472	2,580,821
社債券	3,940,436	18,720,876

合計	11,108,095	53,231,750
----	------------	------------

## 3. デリバティブ取引等関係

前期（平成26年11月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	646,642,846	-	700,619,560	53,976,714
	米ドル	458,316,781	-	507,315,571	48,998,790
	カナダドル	21,293,227	-	21,424,876	131,649
	ユーロ	86,886,733	-	86,288,354	598,379
	スイスフラン	28,977,042	-	30,988,663	2,011,621
	スウェーデンクローナ	15,173,289	-	16,192,878	1,019,589
	ノルウェークローネ	5,149,235	-	5,504,453	355,218
	デンマーククローネ	15,286,844	-	16,433,793	1,146,949
	トルコリラ	7,020,083	-	7,282,852	262,769
	オーストラリアドル	1,037,904	-	1,036,240	1,664
	シンガポールドル	7,501,708	-	8,151,880	650,172
	売建	772,311,858	-	786,064,026	13,752,168
	米ドル	127,368,210	-	129,329,594	1,961,384
	カナダドル	13,136,134	-	13,243,632	107,498
	メキシコペソ	126,451,847	-	126,699,766	247,919
	英ポンド	365,966,557	-	372,022,243	6,055,686
	ポーランドズロチ	3,533,055	-	3,653,405	120,350
	オーストラリアドル	27,315,696	-	27,977,135	661,439
	ニュージーランドドル	33,141,095	-	35,837,774	2,696,679
	南アフリカランド	75,399,264	-	77,300,477	1,901,213
	合計	1,418,954,704	-	1,486,683,586	40,224,546

当期（平成27年 5月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	724,020,907	-	732,464,092	8,443,185
	米ドル	312,838,298	-	317,331,567	4,493,269
	メキシコペソ	36,029,726	-	36,721,577	691,851
	ユーロ	167,217,477	-	168,688,560	1,471,083
	英ポンド	105,935,479	-	106,657,641	722,162
	スイスフラン	30,580,940	-	30,676,921	95,981
	スウェーデンクローナ	14,094,445	-	14,793,242	698,797
	ノルウェークローネ	12,764,494	-	12,457,432	307,062
	デンマーククローネ	14,395,319	-	14,942,084	546,765
	トルコリラ	6,408,439	-	6,389,437	19,002
	オーストラリアドル	10,299,059	-	10,143,818	155,241
	ニュージーランドドル	5,467,552	-	5,491,048	23,496
	シンガポールドル	7,989,679	-	8,170,765	181,086
	売建	798,551,263	-	818,261,314	19,710,051
	米ドル	131,560,657	-	133,561,123	2,000,466
	カナダドル	15,421,651	-	15,286,588	135,063
	メキシコペソ	99,330,743	-	101,050,586	1,719,843
	ユーロ	163,747,353	-	162,843,065	904,288
	英ポンド	242,815,413	-	255,732,934	12,917,521
	ノルウェークローネ	7,316,077	-	7,642,283	326,206
	ポーランドズロチ	5,376,208	-	5,426,800	50,592
	オーストラリアドル	37,352,091	-	37,024,407	327,684
	南アフリカランド	95,631,070	-	99,693,528	4,062,458
	合計	1,522,572,170	-	1,550,725,406	11,266,866

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1. 有価証券明細表

(1) 株式（平成27年5月25日現在）

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券（平成27年5月25日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第336回利付国債（2年）	79,400,000	79,453,198	
		第349回利付国債（2年）	38,400,000	38,472,576	
		第92回利付国債（5年）	18,500,000	18,517,760	
		第100回利付国債（5年）	65,850,000	66,114,058	
		第7回利付国債（40年）	9,200,000	9,499,828	



小計	第333回利付国債（10年）	20,800,000	21,244,496
	第143回利付国債（20年）	68,600,000	74,653,950
	第150回利付国債（20年）	56,050,000	58,264,535
	銘柄数：8 組入時価比率：9.8%	356,800,000	366,220,401 10.1%
米ドル	REPUBLIC OF INDONESIA	225,000.00	217,968.75
	UNITED MEXICAN STATES	700,000.00	795,375.00
	US TREASURY	315,000.00	314,995.27
	US TREASURY	145,000.00	145,781.55
	US TREASURY	625,000.00	624,268.75
	US TREASURY	320,000.00	320,201.60
	US TREASURY	75,000.00	75,908.25
	US TREASURY	275,000.00	270,058.25
	US TREASURY	445,000.00	435,926.45
	US TREASURY	90,000.00	100,807.20
	US TREASURY	30,000.00	33,623.40
	US TREASURY	180,000.00	184,149.00
	US TREASURY	230,000.00	229,622.80
	US TSY INFL IX N/B	397,600.00	405,888.52
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：13.6%	4,052,600.00
メキシコペソ	MEXICAN BONOS	2,555,000.00	3,309,527.27
	MEXICAN BONOS	3,295,000.00	3,740,299.48
小計	銘柄数：2 組入時価比率：1.5%	5,850,000.00	7,049,826.75 (56,187,119) 1.6%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	95,000.00	90,204.59
	BELGIUM KINGDOM	37,746.00	56,310.65
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	145,000.00	164,259.04
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	645,000.00	638,631.86
	BUONI POLIENNALI DEL TES	260,000.00	283,523.76
	BUONI POLIENNALI DEL TES	40,000.00	43,203.76
	BUONI POLIENNALI DEL TES	70,000.00	80,609.48
	BUONI POLIENNALI DEL TES	180,000.00	207,116.28
	BUONI POLIENNALI DEL TES	327,000.00	327,297.88
	BUONI POLIENNALI DEL TES	125,000.00	152,410.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	180,000.00	164,270.88
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,000.00	20,714.43
	FRENCH TREASURY	25,000.00	29,532.00
	FRENCH TREASURY	110,000.00	177,809.61
	IRISH GOVERNMENT	165,000.00	165,673.20
	IRISH GOVERNMENT	80,000.00	95,328.00
	IRISH GOVERNMENT	40,000.00	55,196.00
	SPANISH GOVERNMENT	215,000.00	221,608.24
	SPANISH GOVERNMENT	150,000.00	182,850.75
	SPANISH GOVERNMENT	160,000.00	152,682.23
SPANISH GOVERNMENT	110,000.00	137,080.90	
SPANISH GOVERNMENT	50,000.00	72,850.70	

小計	銘柄数：22 組入時価比率：12.6%	3,224,746.00	3,519,164.24 (470,512,258) 13.0%	
英ポンド	UK TREASURY	180,000.00	179,927.82	
	UK TREASURY	75,000.00	75,677.25	
	UK TREASURY	465,000.00	474,867.30	
	UK TREASURY	80,000.00	89,579.68	
	UK TREASURY	165,000.00	227,028.78	
	UK TREASURY	140,000.00	144,566.10	
	UK TREASURY	115,000.00	146,179.95	
	UK TREASURY	65,000.00	85,210.12	
	UK TREASURY	120,000.00	165,721.20	
	UK TREASURY	90,000.00	101,362.14	
小計	銘柄数：10 組入時価比率：8.5%	1,495,000.00	1,690,120.34 (318,351,067) 8.8%	
スウェーデンク ローナ	SWEDISH GOVERNMENT	305,000.00	368,284.45	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	305,000.00	368,284.45 (5,332,758) 0.1%	
ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT	340,000.00	404,218.86	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.4%	340,000.00	404,218.86 (13,080,522) 0.4%	
ロシアルーブル	RUSSIAN GOVERNMENT	2,210,000.00	1,837,615.00	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	2,210,000.00	1,837,615.00 (4,483,780) 0.1%	
オーストラリアド ル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	355,000.00	420,028.54	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：1.1%	355,000.00	420,028.54 (39,923,712) 1.1%	
マレーシアリン ギット	MALAYSIAN GOVERNMENT	235,000.00	235,361.90	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	235,000.00	235,361.90 (7,941,110) 0.2%	
南アフリカランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,220,000.00	6,376,905.72	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,400,000.00	4,036,819.99	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：2.9%	9,620,000.00	10,413,725.71 (106,324,139) 2.9%
国債証券計			1,893,968,617 (1,527,748,216)	
地方債証券	米ドル	CALIFORNIA ST	90,000.00	133,436.70
		TEXAS ST TRANSN COMMN	100,000.00	116,126.00
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.8%	190,000.00	249,562.70 (30,371,780) 0.8%

	地方債証券計			30,371,780 (30,371,780)	
特殊債券	米ドル	FANNIE MAE	75,000.00	68,530.50	
		FNMA 30 YR 357854	372,171.60	422,938.11	
		FNMA 30 YR TBA 28296	325,000.00	345,921.87	
		FNMA 30 YR TBA 41990	130,000.00	147,123.44	
		FNMA AQ0665	19,957.46	20,233.43	
		FNMA AT4165	807,280.88	815,416.73	
		GNMA II 30YR TBA 2752	295,000.00	307,364.65	
	小計	銘柄数：7	2,024,409.94	2,127,528.73 (258,920,246)	
		組入時価比率：6.9%		7.2%	
	カナダドル	CANADA HOUSING TRUST	600,000.00	612,570.00	
		CANADA HOUSING TRUST	90,000.00	99,212.40	
		小計	銘柄数：2	690,000.00	711,782.40 (70,452,221)
			組入時価比率：1.9%		1.9%
	ユーロ	CAISSE FRANCAISE DE FINA	37,000.00	40,677.17	
		FADE	100,000.00	107,170.60	
		FMS WERTMANAGEMENT	100,000.00	118,713.90	
		KFW	180,000.00	205,490.34	
		小計	銘柄数：4	417,000.00	472,052.01 (63,113,353)
			組入時価比率：1.7%		1.7%
		特殊債券計			392,485,820 (392,485,820)
社債券	米ドル	21ST CENTURY FOX AMERICA	10,000.00	10,134.90	
		ABBVIE INC	45,000.00	44,739.90	
		ABBVIE INC	66,000.00	65,819.82	
		ACTAVIS FUNDING SCS	44,000.00	44,462.44	
		ACTAVIS FUNDING SCS	24,000.00	24,129.12	
		ACTAVIS FUNDING SCS	42,000.00	41,869.80	
		AETNA INC	100,000.00	130,369.00	
		AFLAC INC	30,000.00	30,183.00	
		AMERICAN INTL GROUP	65,000.00	67,665.65	
		AMERICAN TOWER CORP	105,000.00	108,102.75	
		AT&T INC	10,000.00	9,440.80	
		BAE SYSTEMS HOLDINGS INC	75,000.00	76,673.25	
		BANK OF AMERICA CORP	50,000.00	55,476.00	
		BANK OF AMERICA CORP	47,000.00	47,220.43	
		BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	104,954.00	
		BECTON DICKINSON AND CO	26,000.00	26,289.38	
		BECTON DICKINSON AND CO	18,000.00	18,263.88	
		BNP PARIBAS	33,000.00	33,049.50	
		BP CAPITAL MARKETS PLC	95,000.00	95,315.30	
		BRITISH TELECOM PLC	15,000.00	23,490.15	
		CANADIAN PACIFIC PR CO	69,000.00	78,033.48	
		CAS 2014-C01 M1	70,393.64	70,969.95	
		CAS 2014-C02 1M1	71,623.80	71,336.80	

CAS 2014-C04 2M1	70,701.32	71,408.30
CAS 2014-C04 1M1	111,770.54	112,792.01
CAS 2015-C02 2M1	75,000.00	75,000.10
CBS CORP	50,000.00	49,890.50
CGCMT 2006-C4 A1A	82,120.43	84,357.30
CITIGROUP INC	70,000.00	68,519.36
COMM 2013-CR6 A2	235,000.00	238,599.02
COMM 2013-CR6 D	100,000.00	94,119.70
COMM 2014-KYO A	100,000.00	99,936.90
COMM 2014-SAVA A	100,000.00	99,822.90
DEUTSCHE TELEKOM INT FIN	150,000.00	154,544.40
DIRECTV HOLDINGS/FING	20,000.00	21,911.60
DIRECTV HOLDINGS/FING	40,000.00	40,870.40
DIRECTV HOLDINGS/FING	55,000.00	57,362.80
DISCOVERY COMMUNICATIONS	21,000.00	20,189.61
DOW CHEMICAL	34,000.00	41,918.94
ECOPETROL SA	20,000.00	21,800.00
ECOPETROL SA	26,000.00	24,642.80
EL FONDO MIVIVIENDA SA	150,000.00	147,937.50
ENERGY TRANSFER PARTNERS	60,000.00	62,451.00
ENERGY TRANSFER PARTNERS	19,000.00	18,424.49
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	80,000.00	79,525.60
EOG RESOURCES	150,000.00	161,713.50
EXELON GENERATION CO LLC	80,000.00	83,074.40
FORD MOTOR CREDIT CO	200,000.00	231,584.00
GLENORE FUNDING LLC	39,000.00	38,893.53
GLENORE FUNDING LLC	22,000.00	21,845.56
GOLDMAN SACHS GROUP	30,000.00	29,950.38
GSMS 2011-GC5 D	75,000.00	79,204.87
GSMS 2013-G1 A2	115,000.00	115,781.08
ING GROEP NV	32,000.00	32,464.00
INTL PAPER CO	65,000.00	64,737.40
JPMCC 2014- INN A	100,000.00	99,751.20
JPMORGAN CHASE & CO	35,000.00	37,961.00
KINDER MORGAN ENER PART	11,000.00	10,967.33
KINDER MORGAN ENER PART	60,000.00	57,424.80
KINDER MORGAN INC	46,000.00	49,109.60
KLA-TENCOR CORP	55,000.00	55,976.25
KROGER CO	13,000.00	13,231.53
LLOYDS TSB BANK PLC	100,000.00	117,117.00
LNSTR 2014-2 A1	63,335.23	63,354.99
LORILLARD TOBACCO CO	30,000.00	30,015.30
MACYS RETAIL HLDGS INC	56,000.00	58,817.36
MARRIOTT INTERNATIONAL	95,000.00	99,644.55
MEDTRONIC INC	85,000.00	86,497.70
MIDAMERICAN ENERGY	100,000.00	121,913.00
MLMT 2006-C2 A1A	95,745.82	99,968.78
MONONGAHELA POWER CO	40,000.00	42,331.60

MORGAN STANLEY	55,000.00	55,366.30	
MORGAN STANLEY	35,000.00	35,704.90	
MURRAY ST INV TRUST I	13,000.00	13,713.96	
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE	95,000.00	96,061.15	
NOBLE ENERGY INC	75,000.00	89,628.75	
NOBLE HOLDING INTL LTD	12,000.00	12,229.80	
NOMURA HOLDINGS INC	109,000.00	109,900.34	
ONEOK PARTNERS LP	21,000.00	21,574.77	
PENSKE TRUCK LEASING/PTL	80,000.00	78,613.40	
PETROLEOS MEXICA PEMEX	15,000.00	15,061.50	
PETROLEOS MEXICANOS	105,000.00	101,304.00	
PLAINS ALL AMER PIPELINE	33,000.00	32,230.44	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	90,000.00	94,837.50	
QUALCOMM INC	75,000.00	74,939.25	
RABOBANK CAP FD TRST III	80,000.00	82,800.00	
RAIZEN ENERGY FINANCE	100,000.00	106,250.00	
REYNOLDS AMERICAN INC	60,000.00	58,899.60	
RSO 2014-CRE2 A	100,000.00	99,140.98	
SBA TOWER TRUST	25,000.00	25,128.87	
SBA TOWER TRUST	25,000.00	25,430.67	
SEAGATE HDD CAYMAN	28,000.00	28,500.64	
SOUTHERN CAL EDISON	73,000.00	78,923.95	
SOUTHWEST AIRLINES CO	90,000.00	96,117.30	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	39,000.00	39,104.91	
SRPT 2014-STAR A	100,000.00	100,130.31	
STACR 2015-HQ1 M2	250,000.00	252,267.27	
STATE STREET CORP	40,000.00	41,982.00	
SUAM FINANCE BV	100,000.00	103,741.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN AB	250,000.00	258,007.50	
TECO FINANCE INC	45,000.00	46,131.30	
TECO FINANCE INC	50,000.00	55,919.50	
TIME WARNER CABLE INC	20,000.00	17,854.00	
TIME WARNER INC	95,000.00	95,516.80	
TRANS-ALLEGHENY INTERSTA	28,000.00	28,492.75	
TRANSOCEAN INC	55,000.00	53,693.75	
TYSON FOODS INC	18,000.00	18,246.78	
TYSON FOODS INC	58,000.00	59,642.56	
UNION ELECTRIC CO	25,000.00	29,229.50	
VERIZON COMMUNICATIONS	160,000.00	175,460.80	
VERIZON COMMUNICATIONS	45,000.00	54,373.05	
VIACOM INC	48,000.00	47,668.80	
WILLIAMS PARTNERS LP	100,000.00	102,925.00	
WILLIAMS PARTNERS LP	25,000.00	24,482.25	
YAMANA GOLD INC	78,000.00	76,771.50	
小計	銘柄数：115	7,696,690.78	7,981,344.64 (971,329,642)
	組入時価比率：26.1%		26.9%

カナダドル	BELL CANADA	18,000.00	18,927.72	
	BELL CANADA	28,000.00	29,160.32	
	BELL CANADA	20,000.00	22,181.80	
	ROGERS COMMUNICATIONS IN	35,000.00	37,366.35	
小計	銘柄数：4	101,000.00	107,636.19	
	組入時価比率：0.3%		(10,653,830)	0.3%
ユーロ	BANK OF IRELAND MTGE BNK	115,000.00	115,697.59	
	BARCLAYS BANK PLC	80,000.00	103,438.40	
	BMW US CAPITAL LLC	100,000.00	100,026.10	
	CIE FINANCEMENT FONCIER	100,000.00	100,959.00	
	COMMONWEALTH BANK AUSTRALIA	150,000.00	173,939.70	
	COMMONWEALTH BANK AUSTRALIA	100,000.00	98,660.60	
	CREDIT AGRICOLE HOME LOAN	100,000.00	103,708.60	
	CREDIT AGRICOLE HOME LOAN	100,000.00	110,546.50	
	CREDIT SUISSE GUERNSEY	100,000.00	101,204.10	
	DANSKE BANK AS	100,000.00	100,645.30	
	DEXIA CREDIT LOCAL	300,000.00	324,934.80	
	DEXIA CREDIT LOCAL	50,000.00	49,938.60	
	DEXIA MUNICIPAL AGENCY	30,000.00	31,105.08	
	DEXIA MUNICIPAL AGENCY	8,000.00	8,367.98	
	NATIONAL BANK OF CANADA	100,000.00	106,235.30	
	NATIONWIDE BLDG SOCIETY	140,000.00	146,092.10	
	NATIONWIDE BLDG SOCIETY	110,000.00	118,303.90	
	NORDEA BANK FINLAND PLC	100,000.00	108,349.00	
	NORDEA BANK FINLAND PLC	115,000.00	121,162.39	
	SANTANDER CONSUMER FINANCE	100,000.00	103,156.50	
	WESTPAC BANKING CORP	105,000.00	105,604.59	
小計	銘柄数：21	2,203,000.00	2,332,076.13	
	組入時価比率：8.4%		(311,798,578)	8.6%
英ポンド	ABN AMRO BANK NV	30,000.00	30,431.10	
小計	銘柄数：1	30,000.00	30,431.10	
	組入時価比率：0.2%		(5,732,001)	0.2%
社債券計			1,299,514,051	
			(1,299,514,051)	
合計			3,616,340,268	
			(3,250,119,867)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成27年 6月30日現在

資産総額	3,847,387,481 円
負債総額	184,294,226 円
純資産総額（ - ）	3,663,093,255 円
発行済口数	5,481,946,606 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6682 円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成27年6月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長および取締役社長を各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

###### 投資決定のプロセス

##### a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

##### b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a.の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

##### c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の募集・設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成27年6月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	100本	1,912,770百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	-	-
合計	100本	1,912,770百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

## (1)【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第18期	第19期
			(平成26年3月31日現在)	(平成27年3月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
流動資産				
預金			2,837,045	3,084,997
前払費用			75,459	71,911
未収入金		*1	2,486,984	2,923,941
未収委託者報酬			467,172	574,326
未収運用受託報酬			1,074,749	1,342,168
未収投資助言報酬			83,271	92,123
繰延税金資産			267,291	206,343
その他			2,745	2,847
流動資産合計			7,294,715	8,298,657
固定資産				
有形固定資産				
建物		*2	417,855	334,181
器具備品		*2	120,770	81,658
有形固定資産合計			538,625	415,839
無形固定資産				
電話加入権			2,204	2,204
ソフトウェア		*3	1,006	590
無形固定資産合計			3,210	2,794
投資その他の資産				
投資有価証券			555,002	757,235
長期差入保証金			386,661	362,999
長期前払費用			21,449	15,600
繰延税金資産			459,529	374,805
投資その他の資産合計			1,422,641	1,510,638
固定資産合計			1,964,476	1,929,271
資産合計			9,259,191	10,227,927
(負債の部)				
流動負債				
預り金			32,643	32,147
未払金				
未払手数料			70,435	102,778
未払委託計算費			6,656	7,446
その他未払金			66,322	193,156
未払費用			248,781	223,772
未払法人税等			435,334	309,323
賞与引当金			97,574	157,214
役員賞与引当金			31,856	43,442
流動負債合計			989,600	1,069,278
固定負債				
退職給付引当金			330,722	376,253
固定負債合計			330,722	376,253
負債合計			1,320,322	1,445,531
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			130,000	130,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			7,781,730	8,507,445
利益剰余金合計			7,781,730	8,507,445

株主資本合計	7,911,730	8,637,445
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	27,138	144,952
評価・換算差額等合計	27,138	144,952
純資産合計	7,938,869	8,782,397
負債・純資産合計	9,259,191	10,227,927

## (2)【損益計算書】

科目	期別	注記 番号	第18期	第19期
			(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
			金額	金額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			2,530,702	2,784,861
運用受託報酬			2,637,980	2,920,925
投資助言報酬			156,431	197,791
その他営業収益			1,076,588	1,081,165
営業収益計		*1	6,401,700	6,984,742
営業経費				
支払手数料			641,630	714,763
広告宣伝費			60,140	53,396
公告費			772	772
調査費				
調査費			84,053	93,736
図書費			2,513	1,562
委託計算費			345,650	350,945
営業雑経費				
通信費			41,677	39,554
印刷費			17,110	27,564
協会費			9,940	10,208
諸会費			1,943	1,671
営業経費計			1,205,429	1,294,172
一般管理費				
給料				
役員報酬			252,148	271,963
給料手当			1,521,757	1,556,340
賞与			306,918	372,554
交際費			7,988	12,806
旅費交通費			94,544	110,081
租税公課			50,536	39,777
不動産賃借料			534,815	532,144
退職給付費用			103,707	95,701
退職金			26,273	1,495
固定資産減価償却費			174,004	151,495
賞与引当金繰入			97,574	157,214
役員賞与引当金繰入			31,856	43,442
関係会社付替費用			498,713	553,475
諸経費			416,231	430,339
一般管理費計			4,117,065	4,328,825
営業利益			1,079,206	1,361,745
営業外収益				
受取配当金			2,256	3,764
為替差益			292	-
その他営業外収益			324	1,248
営業外収益計			2,873	5,012

営業外費用 為替差損		-	613
営業外費用計		-	613
経常利益		1,082,079	1,366,143
特別利益			
投資有価証券売却益		466,142	1,224
特別利益計		466,142	1,224
特別損失			
固定資産除却損	*2	1,864	-
投資有価証券売却損		4,165	-
特別損失計		6,029	-
税引前当期純利益		1,542,192	1,367,368
法人税、住民税及び事業税		627,896	550,237
法人税等調整額		69,551	91,416
法人税等計		697,446	641,653
当期純利益		844,745	725,715

**(3)【株主資本等変動計算書】**

第18期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

千円

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他利益 剰余金					
当期首残高	130,000	6,936,985	6,936,985	7,066,985	289,265	289,265	7,356,250
当期変動額							
当期純利益	-	844,745	844,745	844,745	-	-	844,745
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	262,127	262,127	262,127
当期変動額合計	-	844,745	844,745	844,745	262,127	262,127	582,618
当期末残高	130,000	7,781,730	7,781,730	7,911,730	27,138	27,138	7,938,869

第19期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

千円

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他利益 剰余金					
当期首残高	130,000	7,781,730	7,781,730	7,911,730	27,138	27,138	7,938,869
当期変動額							
当期純利益	-	725,715	725,715	725,715	-	-	725,715
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	117,813	117,813	117,813
当期変動額合計	-	725,715	725,715	725,715	117,813	117,813	843,528
当期末残高	130,000	8,507,445	8,507,445	8,637,445	144,952	144,952	8,782,397

**重要な会計方針**

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 6～10年

器具備品 3～10年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の事業年度負担分を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に見合う分を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

第18期 (平成26年3月31日 現在)	第19期 (平成27年3月31日 現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収入金 2,481,157 千円	未収入金 2,918,188 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 482,920 千円 器具備品 252,193 千円	建物 568,294 千円 器具備品 290,202 千円
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。
ソフトウェア 9,921 千円	ソフトウェア 10,337 千円

（損益計算書関係）

第18期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第19期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

その他営業収益	1,064,735 千円	その他営業収益	1,070,446 千円
*2 固定資産除却損の内容は、以下のとおりであります。			
建物	1,768 千円		
器具備品	96 千円		

## (株主資本等変動計算書関係)

第18期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

第19期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

## (リース取引関係)

第18期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)		第19期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	
オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年内	507,805 千円	1年内	507,805 千円
1年超	1,861,953 千円	1年超	1,354,147 千円
合計	2,369,758 千円	合計	1,861,953 千円

## (資産除去債務関係)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## (金融商品関係)

第18期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未払手数料はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有

価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

## (2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第18期(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	2,837,045	2,837,045	-
未収入金	2,486,984	2,486,984	-
未収委託者報酬	467,172	467,172	-
未収運用受託報酬	1,074,749	1,074,749	-
未収投資助言報酬	83,271	83,271	-
投資有価証券	555,002	555,002	-
資産計	7,504,222	7,504,222	-
未払手数料	70,435	70,435	-
負債計	70,435	70,435	-

### (注1) 金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

### (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,837,045	-	-	-	-	-
未収入金	2,486,984	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	467,172	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,074,749	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	83,271	-	-	-	-	-
合計	6,949,220	-	-	-	-	-

第19期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未払手数料はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

### (2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制



預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第19期(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	3,084,997	3,084,997	-
未収入金	2,923,941	2,923,941	-
未収委託者報酬	574,326	574,326	-
未収運用受託報酬	1,342,168	1,342,168	-
未収投資助言報酬	92,123	92,123	-
投資有価証券	757,235	757,235	-
資産計	8,774,790	8,774,790	-
未払手数料	102,778	102,778	-
負債計	102,778	102,778	-

### (注1) 金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

### (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	3,084,997	-	-	-	-	-
未収入金	2,923,941	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	574,326	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,342,168	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	92,123	-	-	-	-	-
合計	8,017,555	-	-	-	-	-

### (有価証券関係)

第18期(平成26年3月31日現在)

## 1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	555,002	512,835	42,167
	小計	555,002	512,835	42,167

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		555,002	512,835	42,167

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,550,142	466,142	4,165
合計	1,550,142	466,142	4,165

第19期（平成27年3月31日現在）

## 1. その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	757,235	542,999	214,236
	小計	757,235	542,999	214,236
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		757,235	542,999	214,236

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	21,224	1,224	-
合計	21,224	1,224	-

## （退職給付関係）

第18期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	第19期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

<p>2. 確定給付制度</p> <p>(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>279,718 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>75,285 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>24,281 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>330,722 千円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>330,722 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>330,722 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>330,722 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>330,722 千円</td> </tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>75,285 千円</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,422千円でありました。</p>	期首における退職給付引当金	279,718 千円	退職給付費用	75,285 千円	退職給付の支払額	24,281 千円	期末における退職給付引当金	330,722 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	330,722 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	330,722 千円	退職給付引当金	330,722 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	330,722 千円	簡便法で計算した退職給付費用	75,285 千円	<p>2. 確定給付制度</p> <p>(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>330,722 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>67,390 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>21,858 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>376,253 千円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>376,253 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>376,253 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>376,253 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>376,253 千円</td> </tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>67,390 千円</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,312千円でありました。</p>	期首における退職給付引当金	330,722 千円	退職給付費用	67,390 千円	退職給付の支払額	21,858 千円	期末における退職給付引当金	376,253 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	376,253 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	376,253 千円	退職給付引当金	376,253 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	376,253 千円	簡便法で計算した退職給付費用	67,390 千円
期首における退職給付引当金	279,718 千円																																												
退職給付費用	75,285 千円																																												
退職給付の支払額	24,281 千円																																												
期末における退職給付引当金	330,722 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	330,722 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	330,722 千円																																												
退職給付引当金	330,722 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	330,722 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	75,285 千円																																												
期首における退職給付引当金	330,722 千円																																												
退職給付費用	67,390 千円																																												
退職給付の支払額	21,858 千円																																												
期末における退職給付引当金	376,253 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	376,253 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	376,253 千円																																												
退職給付引当金	376,253 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	376,253 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	67,390 千円																																												

## ( 税効果会計関係 )

第18期 (平成26年3月31日現在)	第19期 (平成27年3月31日現在)																																																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td>37,608</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td>68,970</td> </tr> <tr> <td>繰延賞与否認</td> <td>123,896</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td>34,775</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>2,041</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>172,351</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td>117,869</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産損金算入限度超過額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td>19,733</td> </tr> <tr> <td>繰延賞与否認</td> <td>99,605</td> </tr> <tr> <td>親会社株式報酬制度負担額</td> <td>64,882</td> </tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td> <td>54,116</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>795,847</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>54,000</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td>841,847</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>15,028</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td>15,028</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>726,819</td> </tr> </table>	繰延税金資産	千円	流動資産		未払事業税否認	37,608	未払費用否認	68,970	繰延賞与否認	123,896	賞与引当金損金算入限度超過額	34,775	貯蔵品	2,041	固定資産		減価償却超過額	172,351	退職給付引当金損金算入限度超過額	117,869	一括償却資産損金算入限度超過額	-	未払費用否認	19,733	繰延賞与否認	99,605	親会社株式報酬制度負担額	64,882	原状回復費用否認	54,116	繰延税金資産小計	795,847	評価性引当額	54,000	繰延税金資産計	841,847	繰延税金負債		固定負債		その他有価証券評価差額金	15,028	繰延税金負債計	15,028	繰延税金資産の純額	726,819	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td>19,686</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td>60,898</td> </tr> <tr> <td>繰延賞与否認</td> <td>71,842</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td>52,038</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>1,880</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>180,924</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td>121,680</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td>12,903</td> </tr> <tr> <td>繰延賞与否認</td> <td>69,531</td> </tr> <tr> <td>親会社株式報酬制度負担額</td> <td>58,875</td> </tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td> <td>57,175</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>707,432</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td>650,432</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>69,284</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td>69,284</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>581,148</td> </tr> </table>	繰延税金資産	千円	流動資産		未払事業税否認	19,686	未払費用否認	60,898	繰延賞与否認	71,842	賞与引当金損金算入限度超過額	52,038	貯蔵品	1,880	固定資産		減価償却超過額	180,924	退職給付引当金損金算入限度超過額	121,680	未払費用否認	12,903	繰延賞与否認	69,531	親会社株式報酬制度負担額	58,875	原状回復費用否認	57,175	繰延税金資産小計	707,432	評価性引当額	57,000	繰延税金資産計	650,432	繰延税金負債		固定負債		その他有価証券評価差額金	69,284	繰延税金負債計	69,284	繰延税金資産の純額	581,148
繰延税金資産	千円																																																																																										
流動資産																																																																																											
未払事業税否認	37,608																																																																																										
未払費用否認	68,970																																																																																										
繰延賞与否認	123,896																																																																																										
賞与引当金損金算入限度超過額	34,775																																																																																										
貯蔵品	2,041																																																																																										
固定資産																																																																																											
減価償却超過額	172,351																																																																																										
退職給付引当金損金算入限度超過額	117,869																																																																																										
一括償却資産損金算入限度超過額	-																																																																																										
未払費用否認	19,733																																																																																										
繰延賞与否認	99,605																																																																																										
親会社株式報酬制度負担額	64,882																																																																																										
原状回復費用否認	54,116																																																																																										
繰延税金資産小計	795,847																																																																																										
評価性引当額	54,000																																																																																										
繰延税金資産計	841,847																																																																																										
繰延税金負債																																																																																											
固定負債																																																																																											
その他有価証券評価差額金	15,028																																																																																										
繰延税金負債計	15,028																																																																																										
繰延税金資産の純額	726,819																																																																																										
繰延税金資産	千円																																																																																										
流動資産																																																																																											
未払事業税否認	19,686																																																																																										
未払費用否認	60,898																																																																																										
繰延賞与否認	71,842																																																																																										
賞与引当金損金算入限度超過額	52,038																																																																																										
貯蔵品	1,880																																																																																										
固定資産																																																																																											
減価償却超過額	180,924																																																																																										
退職給付引当金損金算入限度超過額	121,680																																																																																										
未払費用否認	12,903																																																																																										
繰延賞与否認	69,531																																																																																										
親会社株式報酬制度負担額	58,875																																																																																										
原状回復費用否認	57,175																																																																																										
繰延税金資産小計	707,432																																																																																										
評価性引当額	57,000																																																																																										
繰延税金資産計	650,432																																																																																										
繰延税金負債																																																																																											
固定負債																																																																																											
その他有価証券評価差額金	69,284																																																																																										
繰延税金負債計	69,284																																																																																										
繰延税金資産の純額	581,148																																																																																										

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>38.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td><u>45.2%</u></td> </tr> </table>	法定実効税率	38.0%	(調整)		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	5.8	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.2	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.2%</u>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>35.6%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td><u>46.9%</u></td> </tr> </table>	法定実効税率	35.6%	(調整)		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	6.1	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.9	その他	0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>46.9%</u>
法定実効税率	38.0%																								
(調整)																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	5.8																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.2																								
その他	0.2																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.2%</u>																								
法定実効税率	35.6%																								
(調整)																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	6.1																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.9																								
その他	0.3																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>46.9%</u>																								
<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.01%から35.64%になります。</p> <p>なお、この税率の変更により繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が17,774千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加しております。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。</p> <p>なお、この税率変更により繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は59,896千円減少し、法人税等調整額が66,966千円、その他有価証券評価差額金が7,070千円、それぞれ増加しております。</p>																								

## ( 関連当事者情報 )

第18期 ( 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日 )

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,119,058 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,064,735	未収入金	2,481,157
							諸経費の支払	498,713		

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場)

アクサ(ユーロネクスト証券取引所に上場)

第19期 ( 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 )

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	----	----------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,218,018 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	1,070,446	未収入金	2,918,188
							諸経費の 支払	553,475		

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場)

アクサ(ユーロネクスト証券取引所に上場)

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第18期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への 売上高	2,530,702	2,637,980	156,431	1,076,588	6,401,700

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1)売上高

(単位:千円)

日本	米国	アイルランド	合計
5,334,375	1,064,735	2,590	6,401,700

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,064,735	投信投資顧問業

第19期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への 売上高	2,784,861	2,920,925	197,791	1,081,165	6,984,742

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1)売上高

(単位:千円)

日本	米国	合計
5,914,297	1,070,446	6,984,742

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
-------	-----	------------

アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー	1,070,446	投信投資顧問業
--------------------------	-----------	---------

## (1株当たり情報)

項 目	第18期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第19期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	3,053,410 円 98 銭	3,377,844 円 82 銭
1株当たり当期純利益	324,901 円 97 銭	279,121 円 04 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第18期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第19期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
当期純利益(千円)	844,745	725,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	844,745	725,715
期中平均株式数(株)	2,600	2,600

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社  
名 称：株式会社りそな銀行  
資本金の額：279,928百万円（平成27年3月末現在）  
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。  
<再信託受託会社>  
名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末現在）  
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- (2) 販売会社  
名 称：S M B C フレンド証券株式会社  
資本金の額：27,270百万円（平成27年3月末現在）  
事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成26年12月末現在)	事業の 内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	40億85百万米ドル <sup>*</sup> （約4,925億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=120.55円（平成26年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資運用 業務を営 んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約36億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド=187.03円（平成26年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約9億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル=98.07円（平成26年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約12億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル=15.54円（平成26年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

\* 出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

## (2) 販売会社の業務

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

## (3) 投資顧問会社の業務

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する委託契約に基づき、信託財産の運用の指図（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

## 3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。



**第3【参考情報】**

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

平成27年 1月16日 臨時報告書

平成27年 2月24日 有価証券報告書

平成27年 2月24日 有価証券届出書

平成27年 4月 7日 臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月18日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年7月27日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成26年11月26日から平成27年5月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成27年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。